



被扶養者の異動による手続き

春は
“異動”の
多い
季節です

皆さんの
被扶養者と
なられている
ご家族の方は
どうですか

被扶養者の
異動の
状況に応じた
各種手続きを
お忘れなく

また、組合員の
住所変更や
その他の
各種手続きも
お忘れなく

被扶養者の認定取消し

の手続きをお忘れなく！

- ・就職された方はありませんか？
- ・確定申告の結果、収入の増加した方はありませんか？
- ・その他の事由により、被扶養者の資格要件に該当しなくなった方はありませんか？



被扶養者が資格要件に該当しなくなった場合は、早急に「被扶養者申告書」により、認定取消しの手続きを行い、速やかに該当被扶養者の「組合員被扶養者証」を返却してください。

組合員の住所変更

の手続きをお忘れなく！

- ・“引越し”されていませんか？
- ・本組合に、現在お住まいの住所をお届けいただいていますか？
- ・住所変更されていると、本組合からの郵便物が送付できない場合があります！

組合員が住所変更された場合は、「組合員異動報告書」により、住所変更の手続きを行ってください。

(被扶養配偶者がいる場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」により、国民年金の第3号被保険者に係る住所変更の手続きも必要です。)

被扶養者の住所変更

の手続きをお忘れなく！

- ・進学などにより、住所変更(組合員と別居)された方はありませんか？



被扶養者が住所変更をされた場合は、「組合員異動報告書」により、住所変更(別居先の住所の届出)手続きを行ってください。

- ・別居の被扶養者が配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」により、国民年金の第3号被保険者に係る住所変更の手続きも必要です。
- ・組合員と別居されても、被扶養者の資格要件を満たしていれば、資格を継続することは可能です。

変更)」などの手続きをお忘れなく

・その他の手続きを忘れずに!!

◆ 各種手続きは、共済事務担当課を通じて行ってください。

給付金等振込口座の変更

の手続きをお忘れなく!

- ・本組合にお届けいただいている給付金等振込口座の解約などされていませんか?
- ・お届け口座に変更があると、給付金や組合員貯金の払戻金を送金することができません!



給付金等の受取り口座を変更された場合は、「**給付金等振込口座指定変更届**」により、**口座変更の手続きを行ってください。**

(婚姻等により、氏名が変わられた場合も、同様の届出が必要になります。(氏名変更の手続きは別途必要です<右記参照>)

氏名の変更

の手続きをお忘れなく!

- ・結婚などにより氏名が変わっておられませんか?
- ・氏名が変わっておられると、給付金や組合員貯金の払戻金を送金することができません!



氏名を変更された場合は、「**組合員異動報告書**」により、**氏名変更の手続きを行ってください。**

(給付金等の受取り口座の変更手続きも別途必要です<左記参照>)



被扶養配偶者の手続きの際には

『国民年金第3号被保険者関係届』

の提出をお忘れなく!

本組合に対して、扶養申請手続きを行い、組合員(国民年金第2号被保険者^{※2})の被扶養配偶者に認定された場合、同時に国民年金に加入し国民年金の第3号被保険者^{※3}となります。

➡ 「被扶養者申告書(認定)」と「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要となります。

➡ 逆に、収入の増加や離婚等により組合員の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金の第3号被保険者の資格を喪失することとなりますので、「被扶養者申告書(取消)」の提出に併せて「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要となります。(ただし、就職により社会保険等に加入の場合は不要です。)

この手続きが行われていない場合、国民年金の記録において、「実態は第3号被保険者であったにもかかわらず、第1号被保険者^{※1}のままとなっている」場合や「実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、第3号被保険者のままとなっている」場合等、国民年金記録の不整合が生じてしまいますので、配偶者の手続きの際には忘れずにご提出ください。

国民年金加入者……

※1 第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の農林業・自営業・学生・無職などの者

※2 第2号被保険者とは、被用者年金各法(厚生年金・共済年金)の被保険者等

※3 第3号被保険者とは、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者